**清水校区第６町内自主防災クラブ　災害対応マニュアル（土砂災害編）**

**１　目的**

　　このマニュアルは、土砂災害発生の恐れがある場合における自主防災クラブの災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

**２　組織体制**

組織は別紙組織図（Ｐ．５）のとおり定める。

**３　本部の設置**

本部のメンバーは会長、副会長等（以下、五者という）とし、時期に応じて地区の避難所となっている次の場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 一時避難所 | 兎谷公民館 |
| 公的避難所 | 清水小学校 |

※応急的な避難場所は、清水ヶ丘保育園及び兎谷公園とする。

なお、本部設置の時期については第５項に別途記載。

**４　一時避難所（場所）の鍵の保管**

一時避難所の鍵は会長が所有。しかし、保管場所は役員で共有しておき、会長不在時には別の者が一時避難所を開設できるようにしておくこと。また、一時避難場所である清水ヶ丘保育園は休日・夜間は閉まっているため、使用については管理者と別途協議し連携を図ること。

**５　行動手順等**

　　災害時における行動手順及びその実行者等を以下に定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行動 | 実施時期 | 実行者 | 内容 |
| ①情報収集・  伝達  ※随時 | 大雨注意報発表、かつ継続して降雨が予想されている時 | 会長・副会長  情報連絡班 | 携帯等の情報媒体、または役場から情報を収集し、危険が予想される場合には、連絡網を用いて本部メンバーに自宅待機等の連絡を行う。 |
| ②五者の招集  及び本部会  議開催 | 大雨警報が発表され、かつ今後の雨量が  80mm/hまたは  100mm/日以上予想されている時 | 会長、副会長 | 会長は、連絡網により本部へ五者を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。  　○住民避難の時期  　○体制の確認  　○各班員の出動要請の時期  　○避難所等の開設時期  　なお、本部会議の決定事項等は、各班長へ連絡するとともに、避難の時期を決定した場合はその旨を市に報告する。 |
| ③避難誘導・  声かけ | ア．  会長から指示があった時または  避難準備情報発令時 | 避難誘導班  避難支援者 | 危険区域に居住する避難行動要支援者においては、避難誘導班や避難支援者が会長から指示のあった場所へ避難を呼びかけ、場合によっては避難支援（車両等による搬送等）を行う。  避難支援者の不在等により対応が困難な場合は、会長の指示により他の者が代行を務める。 |
| イ．  土砂災害警戒情報発表（避難勧告発令）時 | 避難誘導班 | 町内に居住する全住民に対し、土砂災害警戒情報発表（避難勧告発令）を伝達、併せて避難を呼び掛ける。班員の不在等により人員が不足する場合は、会長の指示により他の者が代行を務める。 |
| ④避難所の開設・受入準備 | ③と同時 | 会長・副会長  応急活動班 | 避難準備情報発令または会長の指示により兎谷公民館等の一時避難所（場所）、土砂災害警戒情報発表（避難勧告発令）時にあっては清水小学校等を避難所とし、受付簿設置など避難者の受入準備を行う。 |
| ⑤救出・救助  ※負傷者等が  いる場合 | 適宜 | 避難誘導班、その他 | 負傷者を発見した場合、状況に応じて避難所への搬送または１１９番通報を行い、その旨を会長へ報告する。  また、（可能であれば）親族へも併せて連絡する。 |
| ⑥二次災害の  防止 | 避難者受け入れ後、随時 | 応急活動班 | 避難所において避難者受け入れを開始した後、随時、避難者の体調確認、要望の聴き取り等を行う。 |
| ⑦炊き出し | 適宜 | 応急活動班 | 避難所において炊き出しが必要となった場合は、備え付け又は住民が持ち寄った器材や食材により炊き出しを行う。 |
| ⑧市への情報提供 | 適宜 | 会長・副会長 | 会長（または副会長）は、安否が確認できない住民の情報など必要な情報は、適宜、市へ情報を提供する。 |
| ※その他 | － | 本部 | 上記に記載のない不測の事態には、その都度、本部で協議し必要な措置をとることとする。 |

　　上記行動の際に各役割で用意しておくべき資機材等は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名 | 共通資機材 | 役割別に必要な物 |
| 会長・副会長 | 懐中電灯、携帯電話、ヘルメット、ベスト、自家用車 | 防災ラジオ、避難所の鍵 |
| 情報連絡班 | その他防災資機材 |
| 避難誘導班 | 拡声器 |
| 応急活動班 | 救急箱、調理用器材、食材等 |

**６　予防的避難の推進**

　　当町内の一部は土砂災害や山からの雨水の流れ込みによる冠水が懸念される区域があるため、明るいうちの早めの避難“予防的避難”に心掛ける必要がある。そのため自主防災組織としては、住民一人ひとりが気象情報等を収集し積極的に自主避難するよう、県や市の防災情報メールサービスへの登録を勧めるなど、普段から住民の防災意識の向上に努めること。

予防的避難とは・・・

　　平成２４年７月の九州北部豪雨では、未明から雨が激しく降り続け、避難が困難な状況の中で土石流が発生した。そういった事態を回避するため、熊本県が「危険が差し迫っていない段階（日没前の明るいうち）に住民に自主避難を促す」ことを予防的避難として定義付けたもの。

**＜参考＞予防的避難の判断基準（南阿蘇村新所区の例）**

**○次のような夜間の雨量が予想される場合**

　ア）１時間雨量８０mm以上

　イ）１時間雨量７０ミリ以上かつ２４時間雨量２５０ミリ以上

**○台風が接近し、本地区への影響が懸念される場合**

**○その他、役場と協議し必要と判断される場合**

**【清水校区第６町内自主防災クラブ組織図】**

（ 五 者 ）

**会長・副会長**

**校区民児協会長**

**公民館長**

**老人クラブ会長**

**子ども会長**

**本　部**

**応急活動班**

◎　女性部長

　文化部長

　会計

**避難誘導班**

◎　防犯交通部長

　隣保班長

　避難支援者

　体育部長

　保健衛生部長

　隣保委員

|  |  |
| --- | --- |
| 役　割 | 大まかな内容 |
| 本部・情報連絡班 | 全体の意思決定、本部会議の開催、各種情報の収集 |
| 避難誘導班 | 住民の避難誘導、避難行動要支援者の避難支援 |
| 応急活動班 | 負傷者等の救護、避難所における避難者の体調確認・要望の聴き取り、避難所運営 |

＜災害対応の大まかな流れ＞

**本部会議**

対応方針の決定等

**会長・副会長**

**校区民児協会長**

**公民館長**

**老人クラブ会長**

**子ども会長**

各班員の行動開始

**応急活動班**

**情報連絡班**

**避難誘導班**

負傷者の搬送・救護

避難所運営

気象情報等の収集

各種情報伝達

避難誘導

要支援者の支援

**第　６　町　内　住　民**

避　難

**公的避難所または一時避難所等**